三重県土地家屋調査士会　松阪支部規則

（名　称）

第１条　三重県土地家屋調査士会会則（以下「会則」という。）第 67 条の規定により、津地方法務局松阪支局の管轄区域内に置く支部の名称は三重県土地家屋調査士会松阪支部（以下「支部」という。）とする。

（目　的）

第２条　支部は、会則第 68 条に定める事務、会則 86 条に定める研修及び支部の目的達成のため必要な事業を行う。

（事務所の所在）

第３条　支部の事務所は、支部長が執務する事務所に置く。

（支部会員名簿）

第４条　支部は、入会届の写し又は会員名簿の写しを編綴して支部会員名簿を備えなければならない。

第５条　支部の調査士会員は、入会届けに記載した事項（会則第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号）に変更が生じたときは本会に届け出るものとする。

第６条　支部長は、前条の報告を受けたときは、会員名簿に所要の事項を記載しなければならない。

（支部役員）

第７条　支部は、会則 69 条で定められた支部長のほか、次の支部役員を置くことができる。

副支部長　２人（内１人は会計を担当する）
監　　事　２人

（支部役員の選任）

第８条　支部長、副支部長および監事は支部総会において、別に定める役員選挙規則に従って支部の調査士会員の中から選任する。

（支部役員の任期）

第９条　会則第 32 条の規定は、支部役員に準用する。

（支部役員の職務権限及び義務）

第１０条　支部長は、支部を代表して支部の業務を行う。

２　副支部長は、次に掲げる職務を行う。

一　支部長を補佐して支部の業務を行い、支部長が欠員のとき、又は支部長に事故があるときは、あらかじめ支部役員会の定めるところにより支部長の職務を代理する。

二　副支部長の内１人は会計を担当し、経理に関する業務を行う。

３　監事は、次に掲げる職務を行う。

一　支部の会計に関する監査

二　支部長、副支部長の業務執行の状況の調査

４　会則第 29 条第 5 項及び第 6 項の規定は、支部役員に準用する。

（支部役員会）

第１１条　支部長は、支部の業務執行上必要あると認めるときは、支部役員会を招集することができる。

（支部総会と招集）

第１２条　支部総会は、定時総会と臨時総会の２種とする。

２　支部長は、毎年１回４月に定時総会を招集しなければならない。

３　支部長は、必要があると認める場合には、臨時総会を招集することができる。

４　支部長は、支部会員の３分の２以上から、会議の目的である事項及び招集の理由を示した書面を提示して、支部総会招集の請求があったときは、１月以内に支部総会を招集しなければならない。

５　前項の請求があった後３週間以内に支部総会の招集通知が発せられなかったときは、前項の請求者が支部総会を招集することができる。

（支部総会の決議事項）

第１３条　次に掲げる事項は、支部総会の決議を経なければならない。

一　予算及び決算に関する事項

二　支部規則の制定及び変更に関する事項

三　支部役員の選任及び解任に関する事項

四　その他支部運営に必要な事項

（議決権等）

第１４条　会則第 43 条より第 47 条までの規定は、支部総会に準用する。ただし、この場合において会員とあるは、支部の調査士会員と読み替えるものとする。

（書面による決議）

第１５条　支部長は、定時総会を開催することができないような災害その他、やむを得ない事情がある場合には、定時総会に代え、書面による決議を求めることができる。

２　支部長は、定時総会を開催することができないような災害その他、やむを得ない事情で、個人会員の過半数の申し出がある場合は、定時総会に代え、書面による決議を求めることができる。

（顧問、相談役）

第１６条　支部長は、支部総会にはかって支部の顧問及び相談役を置くことができる。

２　支部長は、顧問及び相談役に対し、支部の運営に関する事項について諮問を発し、又は助言を求めることができる。

３　顧問及び相談役の任期は、支部長の任期と同一とする。

（支部の経費）

第１７条　支部の会計年度は、毎年４月１日より翌年の３月末日までとする。

第１８条　支部の経費は、会費及び会則別紙第７号の規定による交付金及び寄付金その他の収入をもって支弁する。ただし会費の徴収については、必要に応じ総会において決定する。

２　支部の運営に必要が生じたときは、臨時会費を徴収することができる。

３　臨時会費は年１万円以内とする。

第１９条　支部長は、支部経費に関する帳簿を備え付け、常にその収入及び支出の状況を明らかにしておかなければならない。

第２０条　支部長は、毎会計年度の予算案を作成して、支部総会に提出しなければならない。

２　　支部長は、毎会計年度終了後１月以内に、当該年度の収入及び支出に関する決算報告書を監事に提出し、次に開かれる支部総会に報告して、その承認を受けなければならない。

（旅費、費用等）

第２１条　支部役員及び支部会員の旅費、費用等は、別に定める旅費及び費用弁償に関する規定に従う。

第２２条　この支部規則において定めのないもので、支部運営上必要な事項は、会則の規定を準用する。

附　　則

１　この支部規則は、会則第 71 条第 2 項の規定により、三重県土地家屋調査士会の会長の承認を得た日より施行する。

２　従前の支部規則は、この支部規則の承認の日よりこれを廃止する。

付帯決議

本規則の字句の訂正については支部長に一任する。